

# 一般社団法人ワールドスケートジャパン 個人正会員規程

## 第 1 章 総 則

### (目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連 盟」とい  
う）定款第 3 章第 5 条第 1 項および第 1 4 章 第 6 2 条により、個人正会員規  
程を定める。

### (個人正会員資格)

第 2 条 個人正会員は、会長の推薦する理事または学識経験者とし、理事会の承認を  
受けなければならない。

### (入会)

第 3 条 個人正会員は、定款第 6 条に定める入会申込書による申し込みをしなければ  
ならない。

### (入会金及び会費)

第 4 条 入会金 1 万円  
2, 年会費 1 万円  
3, 個人正会員は毎年度所定の会費を納入しなければならない。

### (任意退社)

第 5 条 個人正会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任  
意にいつでも退社することができる。

### (除名)

第 6 条 個人正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の議決によ  
って当該会員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

### (資格の喪失)

第 7 条 個人正会員は定款第 1 0 条の条件を失ったとき資格を喪失する。

### (改正)

第 8 条 本規程は理事会に諮り、社員総会の議決により変更する事が出来る。

## 付 則

1. この規程は令和 5 年 5 月 2 7 日に施行実施する。